

『介護保険負担限度額認定』 介護施設の食費・居住費の軽減制度のご案内

◆『介護保険負担限度額認定』とは

介護保険施設やショートステイを利用されている方で、所得の低い方に対して、居住費と食費の自己負担について負担の上限額（負担限度額）が設けられており、所得と資産が規定以下の世帯に属する方については、申請により『介護保険負担限度額認定証』が交付され、施設に提示することにより、「食費」・「居住費」の自己負担額が軽減される制度です。

【介護保険施設】

・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院

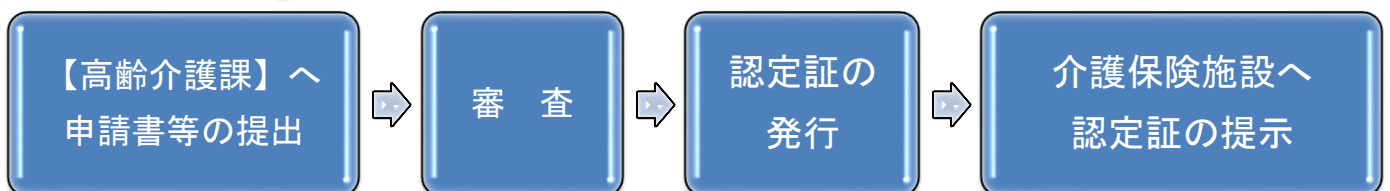
◆ 対象者の要件

- ①本人及び、住民票上の同一世帯の方全員が住民税非課税であること。
また、配偶者については別世帯の場合でも住民税非課税であること。
- ②本人及び配偶者の預貯金等の資産が、利用者負担段階に依りて設定された金額を超えていないこと。（※裏面参照）

◆ 申請書類

- ①介護保険負担限度額認定申請書（同意書）
- ②預貯金等の『資産の証明』に要する書類（通帳等の写し）
 - ＊被保険者本人と、配偶者の『すべての通帳の写し』が必要になります。
 - ＊通帳の写しは、口座名義人を確認できるページと、申請日から直近2ヶ月間の記帳ページ（明細部分）が必要です。

● 手続きの流れ ●



※申請を受けて、1週間程度で結果を通知します。

◆ 認定期間

申請月の初日から毎年7月末日まで（毎年更新手続きが必要です）

※ 月をまたがっての遡り認定はできません。施設利用の際は忘れずに申請してください。

◆ 『利用者負担段階』・『食費・居住費の負担限度額』 一覧

○利用者負担段階

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第 1 段階	- 生活保護受給者 - 非課税世帯の老齢福祉年金受給者	単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下 （生活保護受給者除く）
第 2 段階	- 非課税世帯 - 公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が年額 82 万 6,500 円以下	単身： 650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下
第 3 段階①	- 非課税世帯 - 公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が年額 82 万 6,500 円を超え 120 万円以下	単身： 550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下
第 3 段階②	- 非課税世帯 - 公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が年額 120 万円超	単身： 500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下

※ 『公的年金等収入金額』には非課税年金（遺族年金・障害年金）収入も含まれます。

※ 第 2 号被保険者の方は、年収に関係なく資産要件は 1,000 万円（夫婦は 2,000 万円）以下です。

○食費・居住費の負担限度額

利用者負担段階			第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階 (基準費用額)
居住費	ユニット型個室		880円	880円	1,370円	1,470円	2,066円
	ユニット型個室的多床室		550円	550円	1,370円	1,470円	1,728円
	従来型 個室	特養等	380円	480円	880円	980円	1,231円
		老健・医療院等	550円	550円	1,370円	1,470円	1,728円
	多床室	特養等 Ⅰ	0円	430円	430円	530円	915円
		老健・医療院 Ⅱ (室料を徴収する場合)	0円	430円	430円	530円	697円
		老健・医療院 Ⅲ (室料を徴収しない場合)	0円	430円	430円	430円	437円
食費	施設サービス		300円	390円	680円	1,420円	1,545円
	短期入所サービス		300円	600円	1,030円	1,360円	

※ 第 4 段階の食費と居住費は、利用者と施設の契約によるため、標準的な負担額を示しています。

【提出先・お問い合わせ先】 〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目 2 番 1 号
 千代田区役所 保健福祉部 高齢介護課 介護事業指定係
 電 話：03-5211-4336(直通)